

令和8年2月19日

関市長 山下 清司 様

関市子ども・子育て会議
会長 杉山 喜美恵

関市保育所等の適正化について（答申）

令和7年4月21日付け子第43号により諮問のありました標記の件を審議した結果、下記のとおり答申します。

本会議において、将来にわたって市全体で全てのこどもが安全で質の高い集団生活を体験できる保育体制を確保することを最優先としつつも、地域単位における施設の必要性や児童によって保育施設規模の適性は異なるといった意見が多く寄せられました。このことから、行政及び公私立施設は連携をより緊密化し、画一的ではなく児童一人ひとりの健やかな成長を主眼におき、真に必要となる取組を着実に進められるよう求めます。

1 基本的方針

- ・こどもの育ち（発達）を最優先とする。
- ・通園負担を考慮した地域単位での保育施設の機能維持を重視する。
- ・公私立保育施設の役割を明確にし、保育の質を維持しながら持続可能な運営を目指す。
- ・客観的根拠に基づく理解しやすい説明と評価を徹底する。

2 提言（総論）

公私立施設は、就園期の児童が「集団生活による育ち」を得られることを最優先としつつ、持続可能な施設運営を図るために、統廃合等を含む適正規模確保のための見直しを段階的・協働的に実施することが望ましいと考えます。

一方で、市は、地理的条件や通園負担等を考慮し、当該地域における保育施設の存続が地域のこどもの安全かつ安定した保育の確保に不可欠であると判断される場合には、当該地域にある施設が適正に存続できるように、公立保育園による継続的な運営又は私立施設に必要な効果的な行政支援を行うことは必要であると考えます。これらの実施に当たっては、地域実情に応じた配慮、明確な説明、継続的な評価を行うことを求めます。

市は、全てのこどもが等しく保育を受けられることを前提に、財政・人材の観点から持続可能な運営計画を構築することが求められます。特に、未満児受入れの拡大や「こども誰でも通園制度」、一時保育等の多様なニーズに対応するため、私立施設との連携・調整・支援を積極的に行うことを提言します。

記

(1) 今後の保育所等施設の適正規模

①10年後を見据えた規模基準

- ・就園期(3～5歳)における集団生活による育ちは非常に重要です。しかしながら、児童それぞれに適した園の規模があること、また、多様な保育が存在する中で、集団で効果的に学べる基準を明確な数値で示すことは現時点では困難であります。就園期の集団経験と施設運営の安定を確保するため、市は「育ちと運営の両面」を勘案した当面の規模基準を公私立保育施設で設定し、段階的に確定するものとします。なお、基準は、現場の実践的知見を反映するための部会やワーキンググループで検討することを想定します。

②過剰となる保育所等施設に係る今後の方針

- ・近隣に代替可能な私立保育施設があり、通園児が重複するエリアにある公立保育園は、順次縮小・閉園の実施を求めます。
- ・私立施設においても、児童数動向を踏まえ適正規模の維持に向けた統廃合を検討することが必要です。

(2) 公立保育所の運営について

①保育所の統廃合や民間譲渡などの施設運営の方向性

- ・保育園は「最後の砦(セーフティネット)」かつ地域の「子育て支援拠点」と位置付け、市域全体として適正規模・高品質な保育体制を確保するため、必要な閉園を進めるものとします。
- ・地理的に最寄りの保育施設まで約30分を要するなど通園負担が大きい地域については、保育の継続と負担軽減の観点から公立保育園による運営を継続するものとします。
- ・民間譲渡による施設運営については、今後の少子化の進行を踏まえ、当該譲渡が適正規模基準を下回る懸念、保育の質の低下や保育サービスの空白を招かないかなど総合的な視点において慎重に検討するものとします。

②保育所が担うべき役割

- ・公立保育園は私立保育施設の不足やサービス空白を補い、地域の保育力向上を牽引するものとします。
- ・富岡保育園を本市の旗艦施設とし、療育・保健・栄養等の専門支援や保育施策の拠点機能を強化するものとします。

③適正化方針について

- ・将来にわたり本市内の保育施設の適正規模を維持していくため、公立保育園の適正化配置を次のとおり進めることを求めます。その際には、通園負担や児童の保育ニーズなどを踏まえ、市民が安心できる保育体制となるよう柔軟に進めることも必要です。
- ・閉園保育園及び閉園が望ましい時期
 - 南ヶ丘保育園：令和9年度末
 - 富野保育園：令和9年度末
 - 西部保育園：令和17年度末
- ・また、その他の旧関市内の保育園についても、私立保育施設への入園が効果的に進むよう弾力的な縮小運営が必要であると考えます。
- ・この縮小・閉園方針に基づき、「関市公立保育所適正化計画」を策定し、計画的かつ着実に進めること、実情に応じて必要な見直しを行うことを求めます。

(3) 私立保育施設の運営について

①施設運営の方向性

- ・独自の工夫と特色を通じて児童確保に努め、地域の保育力向上に貢献することが求められます。
- ・私立保育施設は公立保育園と連携しつつ、未満児受入れや一時保育等の多様なサービスを安定的かつ高品質に提供することが求められます。こどもの育ちと安全を最優先に、保護者の就労形態や生活様式の多様性に対応可能な柔軟な体制を推進し、主体的な保育サービスの提供が求められます。
- ・入園希望児数を見通した保育士採用（配置）計画を策定し、保育サービスの低下を招かないために保育士確保に努めることが必要です。

②担うべき役割

- ・本市における中心的な保育サービスを提供するものとします。
- ・保育の質の確保や向上に向けた主体的な取組を実施するものとします。
- ・未満児（低年齢児）受入れ拡大、こども誰でも通園制度、一時保育、土曜保育等の実施など市民ニーズに応じた保育サービスを能動的かつ柔軟に提供するものとします。
- ・市と連携した研修・情報共有、運営基準の整備に参画するものとします。

(4) 保育サービス提供体制の充実

①保育士確保対策

- ・多様な保育ニーズに応えるためには安定的な保育士確保が不可欠です。私立保育

施設には、計画的に採用・育成・定着施策、職場改善に取り組むことを求めます。行政はこれらを支援し、支援策の効果を定期評価し、改善する体制を整備する必要があります。加えて、着実に保育士確保を進めるためには、社会潮流や保育士に対する意識の変容等を的確に把握・分析すること、それを踏まえた斬新な取組の実施等、効果的な確保策の検討について主導的な役割を担うことを求めます。

②「こども誰でも通園制度」等の実施体制

- ・「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を含む新たなサービスは、私立施設が安全かつ安定的に提供できる体制を前提とします。行政は受入れ枠の設定、保育士確保支援、運営・安全基準、研修、情報連携の枠組みを整備・支援しつつ、効果検証を踏まえた着実な実施と全てのこどもが安心して集団体験を得られる体制整備を推進することが求められます。

③認定こども園への移行に関する考え方

- ・認定こども園への移行は、幼稚園と保育所の長所を併せ持つ教育・保育の提供が期待されます。保護者に幅広い選択肢を提供し、こどもの発達や家庭の事情に応じた柔軟な利用が期待できるため、市民が等しく選択できる体制整備を前提に、需要と供給のバランスを踏まえつつ、段階的かつ適切に推進することが望ましいと考えます。